



金 沢 市 公 報

第 2 8 4 4 号 の 4

平成27年(2015年)9月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市財務規則の一部を改正する規則	(財 政 課)	4		
●規 則		○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規	則	(緑と花の課)	5	
○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する		●消防局訓令甲				
条例の施行期日を定める規則		○消防同意等事務処理規程の一部改正について		(予 防 課)	6	
(歩ける環境推進課)	1	●公営企業管理規程				
○金沢市食の安全・安心の確保に関する条例施		○金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規		則の一部を改正する規程	(企業総務課)	6
行規則	(衛生指導課)	1				
○金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部						
の施行期日を定める規則	(緑と花の課)	4				
○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条						
例の施行期日を定める規則	(生涯学習課)	4				

規 則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成27年条例第41号)の施行期日は、平成27年10月1日とする。

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市食の安全・安心の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市食の安全・安心の確保に関する条例(平成27年条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(特定事業者である販売者)

第3条 条例第2条第6号ウの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項又は第32条第1項の規定により製造者と連名で届出を行った販売者(当該届出に係る食品等を回収する場合に限る。)

(2) 前号に掲げる者のほか、食品等に自らの氏名(法人にあっては、名称(略称を含む。))、商標その他の自己を表す文字、記号等を表示している販売者(当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。)

(自主回収の着手報告)

第4条 条例第16条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第16条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす

事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条第2号から第5号まで、第8号、第9号及び第11号から第14号までに規定する事項について食品表示基準に違反する食品等（消費期限の表示にあつては定められた方法により保存した場合において腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限、賞味期限の表示にあつては定められた方法により保存した場合において期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限よりもそれぞれ後の期限を表示したものに限る。）とする。

3 条例第16条第1項第3号の規則で定める食品等は、同一のロットを形成する食品等の中に次に掲げる状態にある食品等が相当数認められる場合における当該ロットを形成する食品等とする。

- (1) 衛生管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着した食品等又はこれらの疑いがある食品等
- (2) 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがある食品等
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置が執られている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであつて、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがある食品等

（自主回収の終了報告）

第5条 条例第17条第2項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）により行うものとする。

（委員会の会議）

第6条 金沢市食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会の組織等）

第7条 委員会の専門部会（以下「部会」という。）に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（委任）

第8条 条例第3章及び前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

自主回収着手報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 住 所

氏 名

⑩

〔報告者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

(生産・採取・製造・輸入・加工・販売)をした食品等について、自主的な回収に着手したので、金沢市食の安全・安心の確保に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

回収する食品等の商品名(名称)	
回収する食品等を特定する情報	
食品等の出荷(販売)年月日、 出荷先(販売店)及びその数量	
回収を開始した年月日	年 月 日
生産等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由	
回収に至った原因	
回収方法等	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	
備 考	

備考

- 1 報告者の住所及び氏名欄には、法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等を記入してください。
- 3 「回収に至った原因」欄は、不明の場合はその旨を記入してください。
- 4 「回収方法等」欄は、回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記入してください。

様式第2号(第5条関係)

自主回収終了報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 住 所

氏 名

④

〔報告者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収が終了したので、金沢市食の安全・安心の確保に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり報告します。

回収した食品等の商品名(名称)	
回収を終了した年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	
回収した食品等の保管場所	
回収した食品等の処分等の方法及び予定期日	
再発防止のために講じた措置	

備考

- 1 報告者の住所及び氏名欄には、法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロットがある場合は当該ロットごとの数量を記入してください。

金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市公園条例の一部を改正する条例(平成27年条例第27号)附則第2号に掲げる規定の施行期日は、平成27年10月1日とする。

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月24日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)の施行期日は、平成27年10月3日とする。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月24日

●金沢市規則第60号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「金沢市民サッカー場」の次に「、スポーツ交流広場」を加え、「及び卯辰山公園健康交流センター千寿閣」を「又は卯辰山公園健康交流センター千寿閣」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月24日

●金沢市規則第61号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「金沢市民サッカー場」の次に「、スポーツ交流広場」を加える。

様式第8号の2中

使用する施設			
使用の日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		
使用目的			
入場料等徴収の有無	有 無	予 定 人 員	人
貸出用品の種類		主 催 者 (申請者と異なる場合)	

を

使用する施設		使用範囲	面
使用の日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		
使用目的		予 定 人 員	人
入場料等徴収の有無	有 無	貸出用品の種類	
夜間照明設備	全 灯 半 灯	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	主 催 者 (申請者と異なる場合)

に

改める。

様式第16号の2中

使用する施設			
使用の日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		
使用目的			
使用料	円		
貸出用品の種類			

を

使用する施設		使用範囲	面
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分		
使用目的			
使用料	円		
貸出用品の種類			
夜間照明設備	全 灯	時 分～ 時 分	
	半 灯	時 分～ 時 分	

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号の2及び様式第16号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局
消 防 署

消防同意等事務処理規程（平成12年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月24日

金沢市消防長 小 谷 正 利

第8条中「建築指導課長」の次に「又は建築主事等」を加え、「承認」を「認定」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年9月24日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則（昭和47年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「企業局本局」の次に「、営業開発課」を加える。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

平成27年(2015年)9月24日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)9月24日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄